解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月二十八日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

宮城県名取市下増田字大橋本二二九番一

名取市下増田臨空土地区画整理組合

代表清算人　洞口光太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十六日付の埼玉県知事の認可により平成二十四年三月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

埼玉県南埼玉郡白岡町西一丁目七番一二号

医療法人社団功人会

清算人　松村　功人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

富山県富山市新総曲輪一番七号

財団法人富山県高等教育振興財団

清算人　出口　和宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

愛知県江南市古知野町古渡八九番地

特定非営利活動法人尾北シニアネット

清算人　能祖　優

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

三重県津市久居新町一一五二番地一

特定非営利活動法人あゆみ

代表清算人　水谷多真子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十二日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

三重県津市新家町二一三五番地

清算法人新家土地改良区

代表清算人　玉井　幸次

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月八日京都府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

京都府南丹市日吉町保野田市野三番地の一

清算法人日吉町土地改良区

代表清算人　仲村　脩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

山口県萩市大字紫福三四四〇番地一

社団法人ふくえ農業公社

代表清算人　水津　元廣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十九日開催の財団法人徳島県企業公社理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

徳島市藍場町一丁目四番地

財団法人徳島県企業公社

清算人　黒田　芳照

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

高知県土佐市高岡町甲二〇一七番地の一

財団法人土佐市開発公社

清算人　田中　和徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

長崎市魚の町三番三〇号

特定非営利活動法人心のまほろば

清算人　緒方　源信

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月七日付熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

熊本県天草市南新町三番地の一

本渡市大矢崎土地区画整理組合

代表清算人　吉永　栄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日を以て解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

東京都足立区中央本町一丁目一七番一号

財団法人足立区まちづくり公社

代表清算人　藤井　昌記

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年二月十四日付けで石川県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十日

石川県輪島市門前町走出六の九番地

清算法人門前農地開発土地改良区

代表清算人　岡山　繁

配当公告

大阪府大阪市北区曽根崎二丁目二番一号

破産者　株式会社イージーキャピタルアンドコンサルタンツ

右の者に対する大阪地方裁判所平成十三年（フ）第一六二一号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二一、三八二、六三九、〇九三円

一、配当することのできる金額

金二、三八九、三一二円

平成二十四年四月十日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番一八号

淀屋橋スクエア一二階

破産管財人　森　恵一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市祝町三番、最後の住所栃木県栃木市祝町三番一二号

被相続人　亡　増山　徳久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

栃木県小山市八幡町一―一―五オフィス一一五―二〇二鹿村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鹿村　庸平